

平城京木簡の建築名称―皇后宮職と長屋王邸―

北村 優季

はしがき

建築はどのような時代にあっても人々の生活の基本となる要素であり、それらが集まって独自の空間を形成してきた。建築は人々の生活空間を構成し、一方で、それが人間関係を形成する手段となることもある。そうした点から見て、住宅空間の研究はいつの時代にあっても生活の実態を再現する手段となるものである。日本古代にあっても多くの研究がなされているが、それは古代社会の復原をする重要な手がかりとなっている。とりわけ、古代の都城にあつては、平城京や藤原京で多くの発掘成果が蓄積され、当時の独特な生活空間が証明されるようになった。平城京では、貴族邸宅とみなされる大規模邸宅から庶民や下級官人の住宅に比定される小規模邸宅にいたるまで多様な実例が集積され、今日の古代史を解明するにあたって多くの知見を与えるようになったのである。

さて、日本古代における建築の変遷については、建築史の観点から多くの研究がなされてきた。たとえば戦後建築史を主導した太田博太郎氏は原始・古代からの建築について、日本では、土間に生活面を確保する竪穴住居と、地表面から一定の距離を確保した高床住居という、二つの系統の住居があったことを理論付けている⁽¹⁾。こうした見解は現在でも支持されているようで、近年刊行された玉井哲雄氏の著作でも、日本では有力者が構築した高床建築と、それ以外の人々が居住した竪穴住居の二つが並存していたことを紹介している⁽²⁾。平城京が造営された奈良時代にあっても、一般住居として、床を張る高床式建築と、竪穴住居の系譜をひく土間形式の住居が存在したというのが基本理解となっているのである。

他方で、木村徳国氏は、『古事記』や『日本書紀』、『万葉集』などの基本文献を分析することにより、ムロやクラ、トノなどの用語の実例を収集して古代建築の詳細を明らかにした。これによって、古代の建築についての文献的理解は格段に深化し、建築関係の史料はほぼそこに網羅されていってもよいであろう⁽³⁾。しかし、この研究が刊行されてからす

でに 40 年以上が経過し、その間に発掘成果も著しく増加している。特に 1980 年代には長屋王邸の調査が実施されて大量の木簡が確認され、それに続けて二条大路の北側・南側からも 7 万点に及ぶ木簡も発見されている。いわゆる二条大路木簡であるが、これらは記紀とは異質の、当時の実態を示す同時代史料であって、他に類例を見ない貴重な成果である。しかも、ここにはわずかであるが、建築関係の用語を記した事例があり、平城京の時代の実態を伝える証左となるものである。先にあげた建築史の研究では、平城京の建築について多大な成果を蓄積してきたが、しかし、こうした近年の木簡史料については、いまだ考察の対象とはなされていないようである。ここでは発見されてからすでに 30 年が経過した長屋王家木簡や二条大路木簡を手がかりに、古代の上級邸宅の建築の内実に迫ることにしたい。

第一章 二条大路木簡

左京三条二坊に位置する長屋王邸の北側を区切る大路として二条大路が東西に走っているが、その北側と南側の濠状遺構を中心に出土したのが二条大路木簡である。これらは天平年間前半の年紀をもつものが多く、また木簡記載の内容から皇后宮職や兵部卿藤原麻呂邸に関わる木簡であると推定されている。年代としては神亀 5 年 (729) の長屋王の変以降のもので占められ、これらのお大半が長屋王家を継承する建物、そして同時期に存在した二条大路北の貴族邸宅から廃棄されたことはまちがいない。木簡の多くは二条大路の北側の濠状遺構 SD5300 と、南側の濠状遺構 SD5100 から検出されたが、そのうち濠状遺構 SD5100 から出土したものの一例に次の木簡がある (『平城宮発掘調査出土木簡概報』22 号、16 頁上。以下では『概』22 のように省略して表記する。また末尾の数字は数字は法量を示し、単位はミリメートル。そのあとの 3 桁の数字は奈良文化財研究所が定めた型式番号を示す)

殿東殿器鑑

南西瓦蓋殿鑑

北檜蓋殿鑑

南細殿外方鑑

78・67・7 011

文字は縦約 8 センチメートル、横約 7 センチメートルの長方形の材に書かれ、写真で見る

と下辺が切断されているように見えるが、文字として欠損はないと判断される。裏面には特に記載はないようで、この面だけで完結した記載であると見なされよう。ここに書かれているのは、「殿」「東殿」、南西の瓦蓋（瓦葺き）の殿、細殿などの名称である。「檜殿」はおそらく檜皮葺きの屋根を構えた殿舎のことであろうが、ともかくこうした殿舎の名称が天平年間に実際に使用されていたのである。

二条大路木簡に登場する殿舎は以下に述べるように多くの実例があるが、1990年にはすでに、これらをすべて左京二条二坊五坪の邸宅すなわち藤原麻呂邸の建築とみなす見解も提示されている⁽⁴⁾。たしかに二条大路木簡には麻呂邸関連の実例が含まれるが、しかし以後の研究にあつては、木簡の大部分は皇后宮職に関連するものとも考えられているのが現状である。したがってここでは、それらを取りあえず皇后宮職関連のものとみなし、実態との関連性の中でその性格を見極めていくこととしたい。

さて、先の木簡に話題を戻すと、それぞれの建物に付けられた「鑑」とはどのようなものだったのだろうか。周知のように、鑑は「鑰」の異体字でカギのことをいうが、ここではまずこの点を掘りさげて確認しておくことにしたい。

木簡に記された用語については、『古事記』や『日本書紀』などの文献と照合することが可能であるが、その基本となる史料に律令の用語がある。この時期は大宝令の時代にあたるが、養老令の宮衛令にこのカギに関する条文が含まれている。宮衛令に

凡諸門關鍵管鑰。皆須_レ牢固_一。（宮衛令 16 諸門關鍵条）

とあるのがそれで、「およそ諸門の關鍵、管鑰は、皆牢（かた）く固くすべし」とあるように、門に設ける四つのカギに関する用語が示されている。『令義解』同条によれば、「謂。関者、持_レ門横木也。鍵者、門牡也。管者、所_二以函_一牡也。鑑者、所_二以開_一管鍵_一也」とあって、関・鍵・管・鑰(鑑)の部分で構成されていたとされる。

これらについて、『日本思想大系 律令』（岩波書店）の頭注では、「関は門の扉を抑える横木、鍵はかぎの抜き差しする部分、管は鍵を支える部分、鑰(鑑)は管鍵を開くためのあいかぎ(義解)」(笹山晴生氏執筆)と説明を加えている。これは間違いとはまではいえないものの、しかしいささか分か

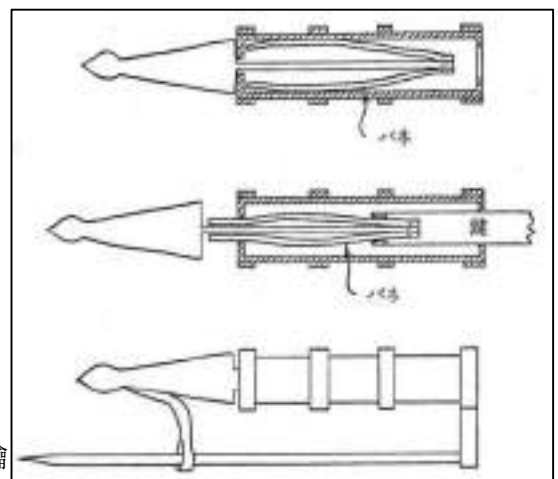


図1 中国の南京錠（ジョセフ・ニーダム『中国の科学と文明』8巻より）

りにくい表現なのではなかろうか。

この条文については、この時代のカギをいわゆる海老錠を想定すると理解が容易になる。これもよく知られるように、海老錠はカギの本体になる牝金具と、そこに差し込む牡金具、そして牡金具の逆方向から牝金具に差し込む解錠具の三つで構成される。牝金具の内部でバネのように開く金属板をもつ牡金具に対し、金属板を解錠具で挟み込むようにして押さえることで、カギは解錠されるのである。実際に、正倉院南倉にはこの海老錠が宝物として残っているほか、天武朝の飛鳥京苑池遺構や、8世紀の平城宮跡でも、その実物が出土している。さらにそれは地方の官衙でも出土していて、奈良時代に多くの場所で海老錠が使用されていたことが確かめられている。

このような知識をもとに『令義解』の解説を読むと、「鍵は門の牡なり」とあるように、鍵は牡金具のことを指している。また「管は門を函（いる）る所以なり」とあるように、牝金具を入れる筐体つまり牝金具を指す。また、「鑑は管鍵を開く所以なり」とあるのは、鑑が管・鍵を開くための解錠具であること示していよう。なお、ここでいう「門」は、平安初期の『新撰字鏡』に「カキキル」の読みがあるように、鍵全体を指す呼称なのであろう。またそうであるとすると、「関は門を持する横木なり」との説明も、カギを支える金属棒のようなものを「関」と呼んでいたことが分かる。宮衛令の条文では、これらの四つの部品によって構成されるカギを想定しているのである。

さて、こうした語句の意味を理解すると、木簡に記された「鑑」がカギの解錠具であることが確認される。木簡には全部で四つの鑑の名が書かれているが、これらはこのような解錠のためのカギの名称を書き上げていたのである。では、何のためにこうした記載が必要とされたのだろうか。その際考える必要があるのは、これが長方形の板状の木片にまとめて書かれている事実である。個々の解錠具に取り付け、ちょうどキーホルダーのように使うのであれば、こうした形状はふさわしくない。もし存在するとすれば、これらはカギをまとめて保管するための容器に、その表示板として、あたかもネームプレートのように使われたのではなかろうか。カギをまとめて一箇所に保管し、その中身を示すためにわざわざ記されたのである。それは、これらのカギが管理者にとって、きわめて重要な存在であったことを示唆していよう。

ところで、このカギの多くは建物のカギであるが、第1行目に書かれたカギはやや異質である。すなわち「殿東殿器鑑」とあって、「器の鑑」と書かれていることが、ほかの三例と異質である。器は「うつわ」と読むのが普通で、食器などを指すのが一般的であると

思われる。しかし「器」の字句については、やはり律令の条文に独特な用法があって注意しなければならない。

たとえば、職員令によると、左京職や摂津職、諸国(国司)の職掌の一つに「器仗」があげられており、「器仗」とは兵器と儀仗、つまり武器や儀式の際に使われる兵器を意味している。他方で、同じ職員令の東市司について、正一人として長官の定員をあげ、それに続いて次のような職掌を列挙している(職員令 67 東市司条)。

掌。財物交易、器物真偽、度量輕重、売買估価、禁_二察非違_一。

このうち、「真偽器物」は市で取引される物品の真偽を確定する作業のことをいい、公開される情報と内容が一致しない場合には摘発しなければならなかった。この場合、「器物」とは一般的な物品そのものを指し、食事に使用する「器」よりも広い範囲を含む語であったことになる。

こうした点からすると、二条大路木簡の「器の鑑」については、食器だけでなく、貴重品を含む物品一般を示す可能性が高い。ただ、「器仗」という用例を勘案すると、この邸宅で管理していた武器を指す場合があったことも想定する必要があるかもしれない。しかし、「器の鑑」は「殿」と「東殿」の二つの殿舎に属することが明示されていて、通常は殿舎と武器が対応するとは考え難い。この場合は、二つの殿舎で使用する物品、たとえば調度や装飾具などを保管した施設のカギであったと解するのが穏当ではないだろうか。

なお、二条大路木簡には、別に

器殿鑑

135・24・4 032

とある木簡が検出されており、「器殿」と呼ばれる殿舎が確認できる(『概』22、15頁)・型式番号から判断すると、これは細長い木片に書かれた文字であり、鑑に付けられたキーホルダーのようなものを想定してよいだろう。木簡を廃棄した主体である邸宅には、「器殿」という名称の収蔵庫があったこと、そこには殿舎で使用する物品がまとめて管理されていたことが推測されるのである。

以上のように、二条大路木簡にはわずか1点の木簡のなかにもこうした多様な建築名称が確認できるのであるが、それが実際にどの殿舎と対応するものなのかを考察しておく必要がある。そのためには、この邸宅の遺構調査と建築名称を対比・照合しなければならない。

第二章 皇后宮職の遺構復元

いわゆる長屋王家木簡が確認されたのは 1988 年でのことであるが、以後も発掘調査が進み、その 7 年後には詳細な報告書が出された。1995 年に奈良国立文化財研究所編『平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査―長屋王邸・藤原麻呂邸の調査―』が刊行され、それによって邸宅内部の様子が詳細に知られるようになったのである。それによると、長屋王邸として使われた邸宅は、長屋王の変で王が自尽したのちに皇后宮職として使われ、今度は光明子を主人とする邸宅へと姿を変えていった。

この邸宅は左京三条二坊の一・二・七・八坪の四町に位置する広大な地域を占め、全体がひとまとまりのものとして使用されたことが明らかになっている。これまで紹介してきた二条大路木簡は、二条大路をはさんで北に位置する藤原麻呂邸とともに、皇后宮職時代に使用・廃棄されたもので、紀年のある例を見ると時期も長屋王没後の天平年間に集中している。

『報告書』によると、四町を一体的に使用した邸宅は、内部を掘立柱塀で区切りいくつかの区画に分割されて使用されていた(図 2 参照)。中心になるのは敷地の南側に位置する箇所、ここは築地塀で区切られた四町全体にあって、内部に独立した空間を構成した。それを『報告書』では内郭と呼んでいるが、内郭は、中央内郭を中心に、両側に東内郭・西内郭を配置して邸宅の中核を形成した。一方で、内郭の北側には、築地塀をはさんで北外郭と呼ばれる一画があり、多数の建物が確認されている。また、内郭の東側は東外郭と呼ばれる部分で、ここは内郭と東側の築地塀や門にはさまれ、小規模な建物が分散して建てられている。さらに東南の隅には蛇行する溝が確認されているが、これは人工的な流路であることから、園池として使用されたとみられている。

邸内では、中央内郭にもっとも規模の大きな東西棟 SB4600 が存在し、それに妻をそろえて SB4601 が附属するので、ここが皇后宮職の中心的な殿舎であったと推測される。中央内郭には、その東側に複数の殿舎も配置されていて、多くの組織が集中していたことも推測されよう。

これに対し、東内郭にも大規模建物 SB4300 があって、この一画にも棟筋をそろえた建物が整然と配置されていたことがわかる。しかもこれらは床束が検出されていることからわかるように、多くが板敷の床をもつ建物であったことも特徴である。ここでは南側に平坦

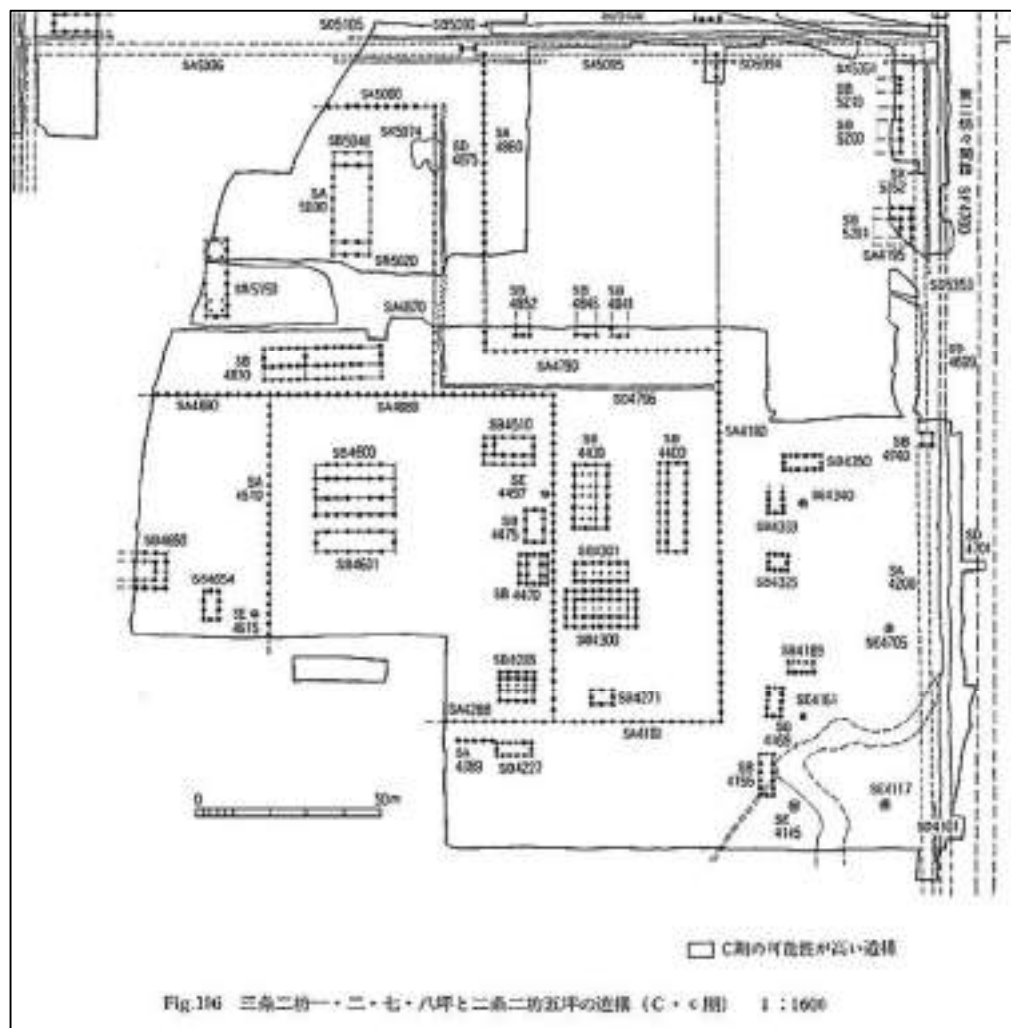


図 2 皇后宮職遺構図

な空間が広がっていて、この一帯は臣下との対面の場として利用されたのではないだろうか。東内郭が皇后と臣下が対面する公式な空間であったとすれば、その奥に位置する中央内郭は、日常的な私的空間として位置付けることができそうである。

さて、こうした点を念頭におくと、前掲木簡に書かれた建築名称はどのように理解できるだろうか。まず、「殿東殿器鑑」については、「東殿」という方位を示す語が使われていることに着目すると、これは東内郭の殿舎に該当するものと推測される。そして、それと対比して使用される「殿」については、中央内郭の最大建物に比定できよう。

これに相当する名称として、二条大路木簡には、「大殿」や「高殿」の用例があるが、この二つはどちらも規模の大きい建物を指す名称とみられ、いずれも同一の殿舎を指すと考えられるが、そのうち大殿については、

油二升一合 大殿常燈料〈日別三合、七日料〉（カッコ内は細字表記の箇所）

（『概』24）

とあるように、七日分の油を二升一合用意したことを書いた用例がある。大殿には灯火が備えられたことがわかるが、このことは大殿が夜間に使用されていたことを物語っている。また、これと同様に、「高殿」の用例が複数確認できるが、おそらくこれも同一の建物を指すのであろう。「高殿」「中高殿」「南高殿」などとあるように、方位や位置を表記する例もみられるが、おそらく同じ殿舎である可能性が高い。「内中殿」とある例もそれらと同じで、この場合は邸内の一番奥の、中心部の位置にあることに重点を置いた呼称になるうか。

表1 二条大路木簡の建築(カッコ内は平城宮出土木簡概報号数)	
中央内郭	殿(22) 中高殿(22) 南高殿(22) 西細殿(22) 大殿(24) 大殿常燈料(24) 内御倉八合(29) 大宮大殿守(30) 高殿(30) 内中殿(31) 南細殿外方鑑(22)
東内郭	東殿器鑑(22) 東宅(24) 東殿門鑑(24) 東坊(31)
西内郭	南西瓦蓋殿(22) 西坊宿直(22) 西瓦蓋坊(22) 西坊(24) 西瓦殿(24) 西瓦蓋殿(24) 西坊宿直(30) 西瓦蓋殿(30) 西坊(31)
北外郭	北檜蓋殿(22) 北倉(24)
その他	器殿鑑(22) 御厩(24) 膳所(24) 文基息所(24) 天子大坐所(24) 召女豎息所(24) 膳司(30) 内御厩(30) 酒殿(30)

中央内郭に対し、その東側の一面に関してもいくつかの用例が確認されている。概要は表1にまとめたが、そのうち、鑑を列挙した前掲の木簡には「東殿」があげられていて、これは東区の中心的な建物である SB4300 が該当する可能性が高い。また「東殿門鑑」とあるのは、この東殿を含む一面に掘立柱塀に設けられた門があったことを示している。ま

た「東宅」「東坊」とあるのは、東殿を中心とする東内郭の区画を指すものと思われる。古代では宅はヤケと読まれ、家や土地のまとまりを示す構造物全体を指す言葉である⁽⁵⁾。また、「坊」は左京三条二坊のような条坊の区画を指すのが一般的であるが、『倭名類聚抄』巻十に「坊(略)聲類云房反〈和名萬知〉別屋也」とあって、別屋の意味は不明であるが、マチの和訓があったことがわかる。他方で、「町」について同じ『倭名類聚抄』巻一に

蒼頡篇云、町他丁反。〈和名未知〉田区也。

とあって、マチ(町)が田区すなわち耕地の区画を意味したことがわかる。したがって、マチと呼ばれた坊の文字も、この皇后宮職の邸内にあっては、内部の細分された方形の区画を意味する言葉であったと推測される。東坊とは、東の区画つまり東内郭のことを指すとみられるのである。

東内郭に対し、西側の内郭にもいくつかの建物を確認することができる。これまでたびたび取りあげてきた鑑木簡にあっても、「南西瓦蓋殿鑑」と見えるように、瓦葺きの殿舎があったことが知られる。ただし、「南西」という言葉については不明な点も残る。あるいは、南側の区画にこうした殿舎を想定する必要があるのかもしれない。しかし発掘調査によると中央内郭の南側に内郭と呼ぶような空間は存在しないようであり、中央内郭の南側に建物区画があったとは考え難い。西内郭の場所は皇后宮職全体からみると「南西」の場所に当たるが、このことを考えると、この殿舎は中央内郭の西側、すなわち西内郭に存在した可能性が高い。この一画は、二条大路木簡では「西坊」「西瓦蓋坊」など、西のマチとも呼ばれていたことがわかる。また、宿直(とのい)に関する木簡が多数出土していることから、警護の対象であったことも容易に想定される。古代にあって瓦葺き建築といえば、第一に寺院建築が、第二に正倉院校倉のような倉庫が思い浮かぶが、この西内郭にも多くの倉庫が存在したことが考えられるのではなかろうか。宿直関係の職員が西内郭に多く当てられていることは、その可能性に結びつくことを物語っていよう。

発掘成果によると、中央内郭の北側には、築地塀で区切られた北外郭があり、ここに3棟ほどの建物が確認されている。他の区画に比べると遺構の密度は低いが、ある程度の建物が建てられていたことが想定できるが、これに、対応する木簡としては「北」の文字のあるものが比定される可能性が高い。先の鑑木簡には「北檜蓋殿鑑」が含まれているが、それはこの区画に檜皮葺きの殿舎があったことを示すものと考えられる。檜皮葺き建築であれば、生活空間となる殿舎が想定される。また、「北倉」(『概』24)が見えるが、こ

れもここにあった倉庫を指すのであろうか。ただ、木簡の実例で「北」を明示するのはこの2点だけで少数にとどまるが、それはこの区画では比較的建物が少なかったことと関係しているのだろう。

さて、鑑木簡のうち、最後の項目である「南細殿外方鑑」については、どのように理解すべきだろうか。中央内郭の南側に内郭を想定することが困難なことは先に述べたが、この場合の「南」も、邸宅全体からみて南という意味であろう。そうであるならば、内郭部分がそれに該当するが、そこに書かれた「外方」の語がよくわからない。カギは普通扉の外側に付けられるもので、わざわざ外側を明示するのが不自然だからである。あるいはこの場合は、「外方」（とつかた）と読み、中央の内郭に対してその外側の区画を指すものだろうか。そうであれば、これは内郭中央の外、つまり東内郭に位置したことにならないであろうか。

では、細殿とはどういうものだろう。『日本国語大辞典』によると、細殿は第一に「殿舎から殿舎へ渡る廊。渡り廊下。渡廊（わたりろう）。渡殿（わたどの）。」とされ、寝殿造で殿舎をつなぐ渡殿を指す意味が紹介されている。その根拠として『倭名類聚抄』巻十「唐韻云廊〈音郎 漢語抄云保曾度能〉殿下外屋也」があげられているが、和訓ホソドノにはこのような意味があったのである。第二の用例として「殿舎の廂（ひさし）の間（ま）の細長いもの。仕切って女房の局（つぼね）として用いることが多かった」とし、『宇津保物語』や『源氏物語』を典拠としてあげているが、これらはいずれも殿舎の外側の一部を区切った空間である。

しかし、長屋王邸や皇后宮職の発掘調査では、殿舎をつなぐ渡殿のような施設は検出されていない。平安時代の寝殿造のような構造は、まだ見いだすことができないのである。しかし、以下に述べるように、奈良時代の細殿にはこれらの説明とは違う用例を確認することができる。

一つは『万葉集』巻一七（3922 番題詞）に、天平 18 年(746)の正月の宴の様子が次のように書かれている。

天平十八年正月、白雪多零積_レ地數寸也。於_レ時左大臣橘卿率_二大納言藤原豐成朝臣及諸王諸臣等_一参_二入太上天皇御在所_一〈中宮西院〉供奉掃_レ雪。於_レ是降_レ詔 大臣参議并諸王者令_レ侍_二于大殿上_一。諸卿大夫者令_レ侍于_二南細殿_一。而則賜_レ酒肆宴。勅曰、汝諸王卿等、聊賦_二此雪_一各奏_二其歌_一。

これによると、元正太上天皇は正月に「中宮西院」で雪が積もる中で宴を催したが、その

際には大臣・参議・諸王を「大殿」の上に、それ以外の諸卿大夫は「南細殿」に侍させたという。この表現には、大殿と南細殿が対になる殿舎であったことが示されている。

これとは別に、『西大寺資財流記帳』（『寧楽遺文』中巻）には、西大寺境内の小塔院に次のような殿舎があったことが書かれている。

小塔院

檜皮堂一字〈長七丈、広四丈〉

檜皮細殿一字〈長七丈、広二丈〉並板敷

北檜皮坊〈長九丈、広二丈七尺〉

次檜皮小坊〈長九丈、広一丈二尺〉

これによると、百万塔を安置した小塔院では、桁行をそろえた檜皮堂と檜皮葺きの細殿が一組のものとして設定され、どちらも板敷の建築であったことがわかる。これは「双堂（ならびどう）」と呼ばれる建築様式の一つで、本尊などをおく本堂とともに、礼拝のための礼堂等が附属して配置された仏殿様式とされる⁽⁶⁾。西大寺小塔院における「細殿」は、小塔を安置した本殿に対し、礼拝や仏事を行う空間となったのであろう。その場合、細殿は単に梁行が狭い、細長い建物というわけでなかったことに注意したい。幅の狭い形状ということであれば、北檜皮坊、檜皮小坊の方が、桁行九丈に対し「広二丈七尺」「広一丈二尺」とあるように、細長い形状が際立っている。細殿は、檜皮堂と一体となり、その補助の目的で使用されていたのである。『万葉集』にみられた平城宮の「中宮」にあっても、「南細殿」は「大殿」と一体となって使用されたとみることができる。

このような建物を皇后宮職の遺構の中に見いだすとする、次の二つの可能性が考えられよう。一つは中央内郭の場合で、正殿 SB4600 に対し、その南側に存在した東西建物 SB4601 である。これは妻をそろえて正殿の南側に接して作られた殿舎で、南側からみると大規模な正殿の威容を隠してしまう位置関係にあたるが、そうだとすると、この建物は主人が出御する前殿に相当する。その場合、この建物は補助的でなく、正殿に準じた役割を果たしたことになる。

細殿としてふさわしいもう一つは東内郭に見られる建物で、東西棟 SB4300 に対し、その北側に平行する SB4301 がそれに該当する。この場合は正殿に相当する大規模殿舎の背後に位置することになり、正殿の補助的役割を果たす性格が強いものと判断されよう。ここでは先に、鑑木簡のうち「南細殿外方鑑」が東外郭に存在した可能性が高いことを述べたが、もしその推測が的を射ているとすると、正殿に対する補助としての機能であれば、

中央内郭より東外郭の方がふさわしい。細殿は東外郭に所在した SB4301 に比定されることになる。

第三章 長屋王邸と長屋王家木簡

『報告書』によれば、長屋王邸の遺構はA～Gの7つの時期に区分されるというが、そのうちのA期、B期が長屋王時代の遺構とされる。A期は平城遷都から養老年間の遺構、B期はそれ以降天平初年（729）の長屋王自尽までの時期にあたるとされる。このうちでB期には、長屋王が養老4年（720）に亡くなった藤原不比等の後を継ぎ、知太政官事舎人親王とともに台閣を主導した時代と重なっている。長屋王は養老5年（721）に従二位右大臣となって政界の頂点に立ち、さらに神亀元年（724）2月には、正二位左大臣に昇叙している。

長屋王邸宅のある区画は7つの時期にわたって内部が大きく変化した、全体の基本構造については、平城遷都の時期から変化しなかったと推定されている。A期では、左京三条二坊の一・二・七・八坪の四町の敷地のうち、中心施設となったのは、その南寄りに配置された内郭の部分である。これらは、皇后宮職の時期と同じように、掘立柱塀で区切られていくつかの区画を構成した。それらの中心となったのは、SB4500を中心建物とする中央内郭の区画で、その東西に二つの内郭が取り付いていた。さらに北側には北外郭と呼ばれる区画があって、複数の東西・南北建物が確認されている。

B期の長屋王邸もこの四つの構成は変化しておらず、中央内郭も正殿 SB4500 がそのまま継承された。しかしここでは、A期にあった正殿南側の、目隠し塀のような性格を示唆する掘立柱塀が取り除かれ、正殿南に広い空間が出現した。SB4500 は、こうした広場に似た空間の正殿としての特徴を鮮明にしたのである。

一方で、東内郭は大きく改変される。A期ではこの部分は南北に細長い区画を形成したが、この時期には東内郭全体が拡張され、主殿と見なされる SB4300 が新たに構築された。この建物は四面に庇をつけた大規模な殿舎で、それ以前と比べて様相を一変している。さらにその南側には、広い平坦面も設定されていて、正殿の存在を強調する整然とした空間が誕生することになった。このような変化については、これを「儀式のための建物」と解し、高位に昇った長屋王が、貴族にふさわしい儀式空間をもつようになったためと説明される（前掲『平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告』）。しかし、奈良時代初頭の

貴族が、平安時代の貴族のような儀式を行ったかどうか、この点は判然としない。平安時代には大臣大饗などの儀式が貴族邸宅を舞台に行われたが、8世紀の貴族がそうした儀式

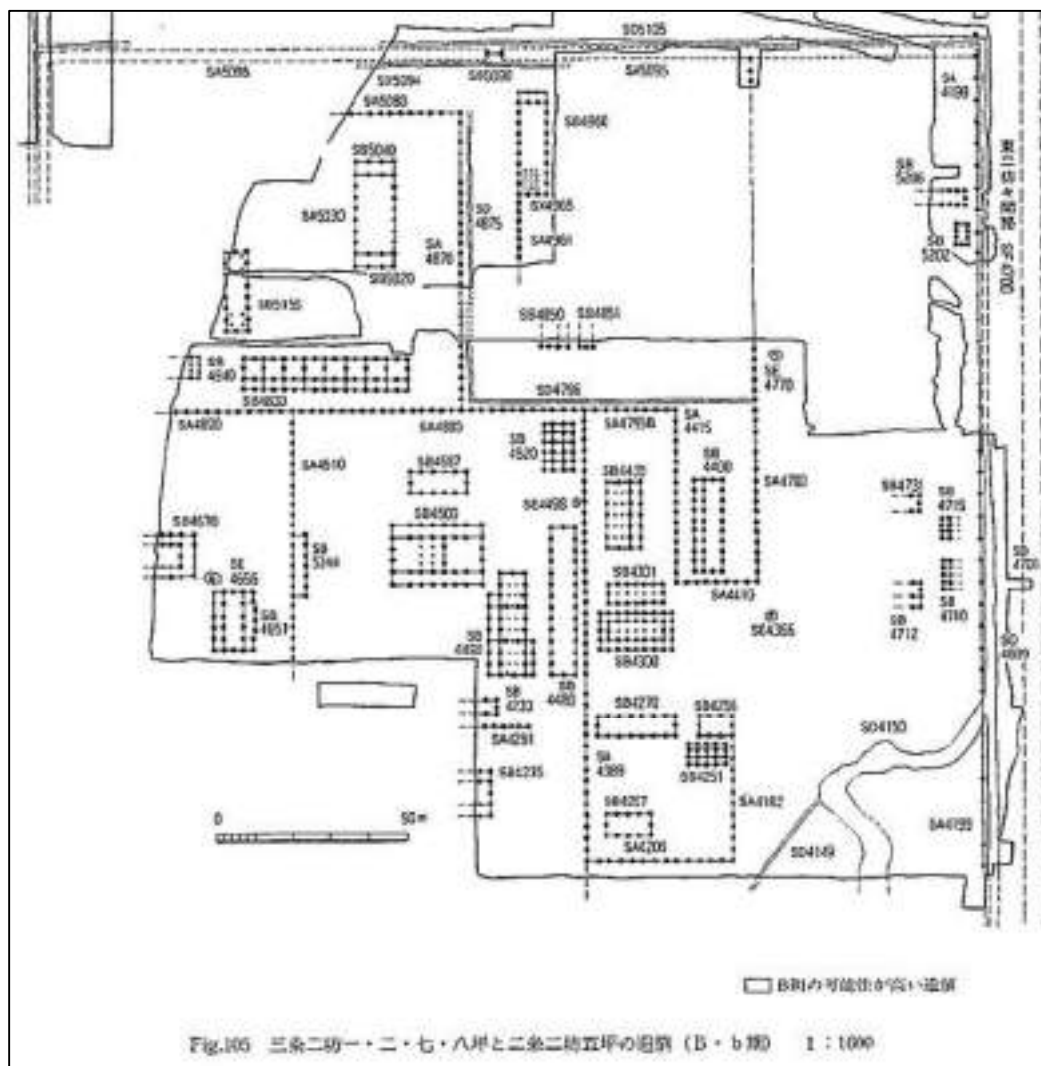


図3 長屋王邸の遺構（B期）

を挙行した事例はほとんど知られていないからである。こうした威容を見せつける建物が作られたとすると、それは、長屋王が臣下との対面を効果的に演出するためではなかっただろうか。すなわちこれは「儀式的建物」というより、臣下との対面の施設とするのがふさわしい。この時期の東内郭の充実した様相は、長屋王が大納言や左右大臣に昇叙したことと対応すると考えられるのである。

さて、これらの建物遺構と木簡の記載はどのように対応するのだろうか。実は皇后宮職

時代と比べ、長屋王時代の木簡の史料は必ずしも多くない。しかしその中である程度内容が想定できる実例を以下で取りあげておきたい。

まず、西内郭に相当すると思われる「西宮」を取りあげることにするが、それはすでに指摘されているように、長屋王の妻妾や子供の邸宅が集中していたと考えられる。長屋王家木簡には「西宮」と呼ばれる施設があったことが多くの木簡にみられ、またそこに「西宮少子(小子)」と呼ばれる年少の若者が仕えていたことが知られている。『概』23によると、

A 小子十口

文牛甘、家原赤麻呂、物集国嶋、志紀黒麻呂、

秦兄上、縣船末呂、大石君麻呂、尾張持末呂

秦弟国、土師舵取 鳥部麻呂、坂田大宅 (以下略)

とあって、十人の「小子」の名が見えるが、これらが西宮小子であったことはまずまちがいない(『概』23)。そして、これと同様の史料がもう1点出土している(同上)。

B

・立万呂、牛甘、梶取、牧夫、首万呂、乙麻、子老、

白手、阿倍朝臣望麻呂、田人、国嶋、弟上、

縣麻呂、諸上、

・右十六口、米一斗六升 十一月廿八日

とあるのがそれで、これらのうちAの「物集国嶋」がBの「国嶋」に対応するものと考えられる。また、このほかに、B「阿倍朝臣望麻呂」が他の史料にしばしば登場することが注目される。それは次の木簡C、Dに登場する「望万呂」に比定できよう。

C 若翁小子〈望麻呂、^(古カ)□万呂〉二口飯四 [] (『概』25)

D 若翁少子二口、米二升〈受望万呂〉

七月十六日石角

(同上)

若翁は周知のようにワカミタフリと訓み、王・女王などの幼年の子女を指す言葉である。この場合は子女に米を進上するため、「望万呂」らに米を受給・運搬させたことを意味しているが、「望麻呂」が子女に仕えていたことが示されている。

またこれに似た用例としての二例がある。

E 西宮年小子一口米半、受望万呂

F 西宮小子一口、米一升〈受望万呂〉

十一月十二日稲虫

これは西宮少子である望万呂が、同僚の少子に米を伝送したことになるが(『概』27)、これらの用例は、望麻呂が「西宮」に仕えていたことや、さらにはそこが長屋王子女の居所となっていたことを示している。

こうした実例から、西宮と呼ばれる区画・施設に長屋王の子女がまわって居住していたことが確認される。木簡には別に「〈年十三〉竹野王子宮」(『概』28)という記載が確認されるが、西宮には十歳前後の年少者が長屋王の子女に仕えていたのである。これらの西宮の居住

表2 長屋王家木簡の建築(カッコ内は平城宮出土木簡概報号数)	
御所関係	内御所(21) 御(21) 御所(21) 内(21) 御所人(21) 内親王御所(21) 御所人(25) 大殿油(27) 御所(27) 大宮殿守奴(27) 御所(28) 内(28)
北宮	北宮(21) 北宮御物(23) 北宮(25) 北宮(28)
西宮関係	石川夫人所(21) 安倍大刀自御所(21) 山形皇子宮(21) 西宮人(21) 西宮小子(21) 西宮少子(21) 西宮人(25) 山形皇子宮(25) 竹野王御所(27) 御所人(27) 西宮年小子(27) 西宮少子(28) 竹野王子宮(28)
倉庫	蔵鈎(21) 北御倉鎗・蔵鎗・塩殿鎗(21) 米倉鈎(25)
その他	御湯曳人(21) 犬司(21) 縫殿(21) 御垣塞(21) □作処(21) 鋳物所(21) 鋳物処(21) 御酒釀処(23) 縫殿(25) 鶴司少子(28) 鋳物所(処)(28) 鏤盤所(28) 御馬司(28) 馬司(28) 嶋造司(28) 鋳物所(28)

者については、長屋王家木簡では表2のような例を確認することができる。

それによると、長屋王家木簡では「山形皇子宮」「竹野王御所」など、長屋王の子女が宮や御所と呼ばれる邸宅に居住していたことがわかる。おそらくこれらは邸内で使用された私的呼称であると思われるが、こうした居所が西宮に存在したことが証明される。これが遺構の西内郭に相当することは確実であるが、残念ながらこの地域は発掘調査外で、ごくわずかな建物跡しか検出されていない。

このほか、こうした御所としては、長屋王家木簡に「石川夫人所」「安倍大刀御所」が確認されるが、この二人はいずれも長屋王の妻にあたる。二人が居住したのも、また子供が生活するこの西宮であった可能性が高い。さらに、長屋王の正妻である吉備内親王にあっても、独自の御所を構えていたことが木簡で確認できる。

- ・内親王御所進御飯米二升
- ・〈受高志女〉十月廿七日 川原史

(159)・23・3 019

これは内親王の御所に、高志女を運搬者として飯米二升を送付したことを示す支給木簡で

ある。「内親王御所」の用例はこのほかにも数例残っているが(『概』21、25)、これらは吉備内親王が独自の殿舎を確保したことを伝えている。それは他の妻や子供とともに、西宮の一画に存在した可能性が高い。

これに対し、中央内郭はいかなる名称で呼ばれていたのだろうか。同じく、長屋王家木簡には、西宮と「内」を対比させた次のような木簡の実例が存在する(『概』21)。

- ・内進米〈受〔 〕〉西宮人給米〔 〕
- ・正月十六日〔 〕

(190) ・ 72 ・ 2 019

これは西宮に仕える使人にたいし米を支給するとともに、「内」に米を進上したことを伝える木簡である。この場合「内」は内親王すなわち吉備内親王の略称とする見方もあるが、内親王を「内」と省略する事例ないようである。本稿では先に、長屋王邸の中央内郭に大規模な正殿と南庭があることを紹介したが、「内」はまさにその空間を指すのではなかろうか。それは西宮と対比される独自の空間として、邸内の最奥部として認識されていたのである。

「内」が中央内郭を示すとすると、次の「内御所」の木簡も同じ施設を指すことになるう。

内御所進綾粉米一升〈受多々女、七日古末呂〉

これは、「内御所」に米を進上したことを伝える木簡であるが(「綾粉米」の意味は不詳)、内は内御所の省略した表現とみられるのである。長屋王家木簡には、このほか「御所」という用例が多数みられるが、これらも内御所を略記した表現と解するのが一つの見解として有力かと思う。これこそが長屋王の居所となった殿舎である。

ところで、発掘調査によれば、長屋王邸の東外郭に威容を誇る殿舎が建てられ、対面の場として整った施設が整備されていたが、そこは何と呼ばれていたのだろうか。実は木簡にはそれを示す事例がなく、名称は明らかでない。しかし、御所の用例が内御所と区別して多数存在することは、あるいはその中に東内郭の正殿を示す用例が含まれているのかもしれない。

- ・御所進飯二升〈受牛甘〉侍従六 飯九升、受□(衣カ)末呂
- ・二日老

(303) ・ (20) ・ 5

これは「御所」に米飯二升を進上したこと、さらに宮中から使わされたと思しき侍従の

ために飯米が支給されたことを示している。同じ木簡の中で内御所・内などの語と、「御所」を区別して使用した用例は皆無であるが、もし内御所と御所を区別することがあったとすると、「御所」の場所としては東内郭正殿をあてることことも可能であろう。

こうしたことが認められるとすると、長屋王家木簡に「大殿油」(『概』27)を進上した記載があることは、「御所」はまた大殿と呼ばれていた可能性を示唆する。また、同木簡には「大宮殿守奴」(『概』27)の用例があるが、「大宮の殿守」と読めるので、この場合の大宮という呼称も東外郭を示す可能性がある。いずれにせよ、きわめて決め手に欠ける推測であるが、一つの可能性として書きとめておきたい。

さて、長屋王邸については、以上のような殿舎のほか、倉庫についてもいくつかの記述が知られ、たとえば次のような例がある(『概』21)。

・移 政所 各兄麻呂之厭用糸十五絶布十五常

「遣北御倉鑑一勾、蔵鑑一、塩殿鑑一勾、右三」

・右糸布者若翁御物交易糸布用、又米交易数記進上

〈附日下部道万呂、九月五日掠石角〉

304・(26)・5 011

これは、「各兄麻呂」が呪いをする際に用いる糸や布について、その支出を命じたもので、それを受け、それらが収納されている倉のカギが渡されたのであろう。「右の糸布は若翁の御物の交易糸布を用ゐよ、また米の交易の数を進上せよ」とあるように、それらは長屋王子女の所有物であった。そしてそれらの収納場所が三つのクラということになるが、このうち「蔵」「塩殿」については所在不明である。しかし「北御倉」については、邸宅北部の北外郭にあった可能性が想定される。ただし、発掘調査によると、中央内郭の北端に総柱の倉庫建築があり、御倉(みくら)という、貴重品を納めた名称から判断すると、内郭の北にある御倉の意味に取ることができる。倉庫の遺構は、東内郭の南端にも確認できるが、「北」という言葉に注意すると、この場合は中央内郭のクラの可能性が高いように思われるのである。

むすびにかえて

長屋王家やそれを踏襲した皇后宮職の発掘遺構は、奈良時代の上級邸宅の実態を示す事例として、きわめてまれな存在である。しかも、そこからはまとまった大量の木簡が出土

し、同時代の文字資料との照合が可能となった。これまでほとんど取りあげられていなかった奈良時代の建築史料が、こうして多くの人びとの目にふれることになったのである。本稿では取りあげたのは、そのごく一部の成果に過ぎないが、最後にのちの時代と対比することで、この時代の特徴をあげておきたい。

長屋王邸や皇后宮職では多くの建物遺構が確認されているが、邸内の殿舎は掘立柱建物や礎石建物で構成され、実に多くの建物が作られていたことがわかる。これは古代建築の一端を示すものであるが、そこでは基本的に、現代建築に用いられるような間取りがないことも一つの特徴である。御所や倉庫などは、生活空間となった殿舎や、臣下との対面となった臣下の施設など、機能に応じて個別に建物を作り、それに応じて前庭を設けるなど、独自の機能空間を構成していった。長屋王家木簡には、膳所（かしわでどころ）（『概』23）や「御馬屋」（みうまや）（『概』21）等の記載が見え、厨つまり台所や、馬を飼う馬屋が存在したことがわかるが、長屋王邸・皇后宮職の東外郭には、小さな建物が散在している様子がうかがえ、これらの機能をもつ施設は主にこの内郭外部につくられていたと想像される。

長屋王家木簡には、これ以外にも、犬司、縫殿、鋳物所（処）、鏤盤所などの組織・建築が見える。犬司は文字通り番犬を飼育する組織、縫殿は縫製のための機関、鋳物所は金属加工の作業場、鏤盤所は寺院建築である塔の露盤をつくるための鋳造所である。これらは物資の加工・生産にあたる場所で、これらの建物が邸内に存在したのである。長屋王邸の発掘調査では、邸宅の東端、東内郭の外側に多くの建築跡が分散して確認されていることを先にも述べたが、これらの生産組織の多くは、この東外郭に存在したと推測される。現代であれば、こうした施設はまとまった建築の中に機能別に配置されるのが普通であるが、奈良時代のこの時期には、それぞれ別の建物を作ることによって機能を果たしていたのである。また倉庫の存在も同様で、この時代の収納施設は、総柱建築である倉庫を個別に建造し、そこに収納の機能を集約する。このようにして、古代には個別の建物に間取りがなく、一つの機能をもつ組織には、それに対応する建物をつくるのが一般的だったのである。古代の寺院では、本堂や塔のほか、僧侶が居住した僧坊や厨・湯屋などが別々に形成されたが、それと似た形式が、上級住宅にも採用されていたことになろう。

このように、長屋王邸では多くの建物が建てられていたが、こうした個別の建物に対し、個別の建物を結合する設備が発展していないことも、また一つの特徴である。平安時代の寝殿造では、寝殿や対屋が渡殿で結ばれ、そのことによって広い居住空間ができていた。

また、平安宮の内裏図を見ると、内裏には紫宸殿や清涼殿など、数多くの建物が廊によって結ばれ、全体として一つの生活空間を形成していたことがわかる。しかし、長屋王邸・皇后宮職では、正殿やそれと対応した前殿・後殿と見なしうる建物があるにもかかわらず、それらを結びつける渡殿のような施設は確認されていない。先に述べたように、皇后宮職の木簡には「細殿」の名称が確認されるが、平安時代のそれが建物をつなぐ渡殿を意味したのに対し、8世紀のこの時期には、正殿と対応する付属屋として機能して、それらを結ぶ廊は形成されなかったのである。発掘成果にみられるように、奈良時代にはすでに方形の区画を確保し、その上で方位をそろえた南北棟・東西棟がつくられていたが、しかし、それらを結ぶ施設はまだ出現していなかった。そうした点で、長屋王邸は平安時代の寝殿造とは大きく違っている。

寝殿造との関係という点でいえば、庭園との関係もまた大きく異なっていた。長屋王家木簡には「造嶋司」（『概』28）が見え、嶋つまり庭園を管理する役所が置かれたことが知られる。実際に、発掘調査では四町域の東南部に流水遺構が確認されているので、この場所に園池が設けられていたことはまちがいない。さらに、同家木簡ではたくさんの「鶴司」の木簡が確認されており、この池に近接して鶴が飼われていたことも推測されている。長屋王の時代にも、水辺をもつ園池を鑑賞の場とし、花鳥風月ともいうべき自然を賞翫する意識が芽生えていた。

しかし、その場所は主殿である中央内郭や東内郭と隔絶した場所に位置し、主要な殿舎と一体化する意識はきわめて希薄だったと判断される。周知のように、寝殿造では主殿の南側に園池や中島をつくるのが基本的設計であったが、長屋王の時代には、まだそのような様式は確立していないといえる。これに対して、平城宮内には園池を設けた東院遺構が確認され、また宮外でも宮跡庭園と呼ばれる、園地をもつ京内の邸宅が確認されている。そこには建物も検出されていて、その構成の中には寝殿造の萌芽がみられるのかもしれない。しかし、東院遺構は、天皇の主たる殿舎である内裏とは距離を置き、平城宮の東南部に位置するにすぎない。宮跡庭園においても、それに付随する殿舎は生活の舎屋でなく、園池を鑑賞するための特別な建物の可能性が高いのではないだろうか。もしそうであるとすると、この時期の園池は生活の殿舎と一体化しておらず、いわば郊外に設けられた特別の空間であったことになろうか。この点においても、長屋王邸や皇后宮職は、依然として寝殿造とは大きな違いがあったのである。

註

- (1) 太田博太郎「日本建築史序説」『日本建築の特質 日本建築史論集 I』所収、岩波書店、1983 年。
- (2) 玉井哲雄『図説 日本建築の歴史』河合書房新社、2020 年。
- (3) 木村徳国『古代建築のイメージ』日本放送出版協会、1979 年。同『上代語にもとづく日本建築史の研究』中央公論美術出版、1988 年。
- (4) 渡辺晃宏「二条大路木簡の内容」、奈良国立文化財研究所編『平城京長屋王邸と木簡』、吉川弘文館、1991 年。
- (5) 吉田孝『律令国家と古代の社会』岩波書店、1983 年。
- (6) 太田博太郎「西大寺」『南都七大寺の研究』岩波書店、1979 年。井上充夫「双堂への疑問」『建築史学』11 巻、1988 年。